

令和 6 年 4 月 24 日 健康づくり課

熱中症警戒アラート及び 熱中症特別警戒アラートの発信を開始します

今夏も全国で厳しい猛暑が予想されています。国では、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけ、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段階上の「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）を新たに創設しました。町では、国の警戒アラートが発令された場合に、防災行政用無線を活用し、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートについての情報発信を行い、危険な暑さにより熱中症の危険性が極めて高くなることを周知するとともに、熱中症の予防行動を促すよう町民に働きかけてまいります。

開始時期：令和 6 年 4 月 24 日（水）から 10 月 23 日（水）

防災行政用無線 発信時刻：午前 10 時頃

問い合わせ先

健康福祉部健康づくり課 課長 原 征大 ☎0467(74)1111 内線 260